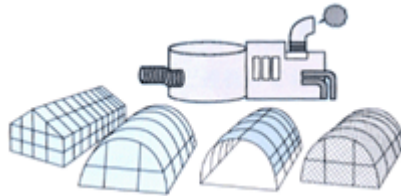


園芸施設共済



■共済の引受対象となるもの



パイプハウス、
ガラス温室、
鉄骨ハウス

+ 附帯施設（温湿度調整設備、かん水設備など）

+

施設内農作物

+ 施設内農作物（「引受対象となる作物」参照）

屋根のみ被覆している雨よけハウスや寒冷紗、ネットのみ被覆しているハウスも引受対象になります。

雨よけハウスと全面被覆が連続する場合には、使用期間の合計が4ヶ月以上であれば引受対象となります。

引受対象となる作物

葉菜類	ほうれんそう、レタス、こまつ菜、しどけ
果菜類	ピーマン、トマト、ミニトマト、きゅうり、いちご、なす
花き類	トルコギキョウ、ストック、ゆり、りんどう、宿根かすみそう、宿根性スターチス、スターチス・シヌアータ、スプレーギク、フリージア、カラー、スイセン、チューリップ、シクラメン、カーネーション

●附帯施設と施設内農作物は、ハウス本体の加入にあわせて、農家の選択で加入できます。加入する場合は、設置されている附帯施設及び引受対象作物の全てを加入しなければなりません。

■補償となる災害

- 風水害、雪害、ひょう害、地震、噴火、落雷などの自然災害
- 火災、爆発、車両の衝突

施設内農作物の補償は、2つの方式のうちから農家が選択することになります。

一般方式…………… 上記災害の他に、病虫害を対象とする方式

事故除外方式… 上記災害のみ対象とする方式（病虫害は対象としない）

■加入資格

組合員、組合で定めた設置面積以上であること。

※施設内農作物の病虫害事故除外方式で加入するには、設置面積が5a以上で3年以上の栽培経験を有し、防除施設を有することが必要となります。

■共済責任期間

1年間を原則としますが、ハウス内の作物の栽培期間に合わせ4ヶ月以上、12ヶ月未満にすることもできます。なお掛金を払い込んだ日の翌日から責任が開始します。

(組合によっては、定款により責任開始日が定められている場合もあります。)

施設内農作物は、播種日または移植日から収穫が終了するまでとなります。(ただし、共済責任期間内の場合に限りです。)

■共済金額

共済金額(補償最高限度額)は施設の価額(時価額)の80%を限度として農家を選ぶことができます。

(例えば)25万円(時価額)のパイプハウスで選択割合(付保割合)80%の場合

$$25\text{万円} \times 80\% = 20\text{万円 (共済金額)}$$

施設内農作物の共済金額(補償最高限度額)は、葉菜類、果菜類、花き類ごとに、作物を栽培するために投下した生産費を基に定められます。

■共済掛金

共済掛金は施設の種類や大きさ、設置してからの経過年数などで異なりますが、その5割を国が負担します。

(例えば)25万円(時価額)のパイプハウスのみの加入(12カ月加入)で、選択割合80%の場合

(共済金額) (共済掛金率) (農家負担割合)

$$20\text{万円} \times 3.629\% \times 50\% = 3,629\text{円}$$

※農家負担掛金に賦課金を加えた額を組合に納めていただくことになります。

※共済掛金率は、パイプハウス・鉄骨ハウスなどハウスの種類ごと、さらに施設内農作物の加入方式ごとにそれぞれ定められています。

※12ヶ月未満の短期引受の場合は、月割で計算されます。

■損害評価と共済金の支払い

ハウスが風害や雪害を受けた場合の共済金は、1棟ごとに損害額が3万円(ハウス等の価額の1割が3万円に満たない場合は、価額の1割)を超えた場合に支払われます。

(共済金の計算例)

設例 時価額25万円(パイプ分15万円、ビニール分10万円)のパイプハウスに、加入後5カ月目に台風被害にあった。ビニール被害面積割合60%のみの損害の場合…

●ビニールの損害額算出方法

ビニールの損害額＝ビニールの時価額×被害面積割合×（1－自然消耗割合）

※自然消耗割合は、補償期間の開始日から被害を受けた月日までの経過月数によって定められています。

（例えば）

$$\begin{array}{ccccccc} \text{ビニールの時価額} & & \text{被害面積割合} & & \text{自然消耗割合} & & \text{ビニールの損害額} \\ 100,000\text{円} & \times & 60\% & \times & (1-0.12) & = & 52,800\text{円} \end{array}$$

●共済金の算出

損害額 選択割合

$$\text{支払共済金} = 52,800\text{円} \times 80\% = 42,240\text{円}$$

■農家負担掛金と損害程度別の支払共済金

（例えば）

25万円で新築したパイプハウスが加入後3か月以内で被害があった場合

（パイプハウス本体だけの加入の場合）

（選択割合80%の場合……共済金額20万円）

加入期間	農家負担掛金	損害程度別の支払共済金					
		15%	30%	50%	70%	90%	全損
12カ月	3,629	3万円	6万円	10万円	14万円	18万円	20万円
8カ月	2,419						
6カ月	1,815						
4カ月	1,210						

■無事戻し

掛金は、掛け捨てではありません。3年間継続加入で、その間に被害が少ない場合は、『無事戻し金』としてお返ししております。